

デジタル地域通貨の発行に関する留意事項

～ 都道府県・市町村による発行 ～

- 商品券やプリペイドカードなど（前払式支払手段）の発行者で、一定の要件を満たす場合には、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）の適用を受け、発行者は財務局長への登録・届出が必要となります。
- 一方で、地方公共団体が前払式支払手段の発行者となる場合は、資金決済法の適用除外とされ（資金決済法第4条第3号）、登録・届出の必要はありません。

昨今、地方公共団体がデジタル地域通貨（前払式支払手段）を発行するにあたり、資金決済法の適用等に関する照会が寄せられています。

近畿財務局に問い合わせのあった事例をもとに、以下に留意していただきたい点を記載していますので、地域通貨を発行する際の参考にしてください。

<留意点>

- ✓ 地域通貨の発行者は、地方公共団体となっていますか。
地方公共団体の業務委託先が発行者となっていないですか。
⇒ 資金決済法の適用が除外されるのは、地方公共団体が発行者の場合です。
- ✓ 利用規約やホームページ等において、地域通貨の発行者名や利用期間、トラブルがあった際の連絡先などの情報を提供していますか。
⇒ 利用者保護等の観点から適切な情報提供をお願いします。
- ✓ 利用者から依頼を受けて資金を移動するサービスを行う場合には、資金決済法に基づく資金移動業の登録が必要となることがあります。なお、地方公共団体は資金移動業の登録主体とはなれません。
⇒ 資金移動業の登録主体は、株式会社等です。
(資金決済法第40条第1項第1号)



デジタル地域通貨の導入にあたり、資金決済法の適用に関する疑問点があれば、近畿財務局に連絡してください。



窓口はこちら → (裏面へ)

お問い合わせ先

- ・ 近畿財務局理財部金融監督第4課
☎：06-6949-6520
- ・ 京都財務事務所理財課
☎：075-752-1419
- ・ 神戸財務事務所理財課
☎：078-391-6943
- ・ 奈良財務事務所理財課
☎：0742-27-3163
- ・ 和歌山財務事務所理財課
☎：073-422-6143
- ・ 大津財務事務所理財課
☎：077-522-4362



参照法令

・ 資金決済に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000059>



・ 資金決済に関する法律施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422CO0000000019>



・ 前払式支払手段に関する内閣府令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000002003>



参考となるWEBサイト

・ 金融庁 Financial Services Agency

<https://www.fsa.go.jp/>



・ 近畿財務局

<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>



・ 一般社団法人日本資金決済業協会

<https://www.s-kessai.jp/>



財務省近畿財務局

〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館